

生活保護のしおり

我孫子市 健康福祉部 社会福祉課

もくじ

1.	生活保護とは	1
2.	生活保護の原則	1
3.	最低生活費とは	2
4.	能力の活用について	2
5.	扶養義務者の援助の活用	2
6.	資産の活用について	3
7.	他の法律や他施策の活用	3
8.	生活保護を受けるまでの手続き	4
9.	ケースワーカーとは	4
10.	保護の種類と内容	5
11.	民生委員について	5
12.	保護費の受け取り方について	6
13.	守っていただくこと	6
14.	届出が必要なこと	7
15.	特に注意すること	7
16.	こんな時は保護費の返還を	8
17.	各種の減額・免除があります	8
18.	医療を受ける時は	9
19.	生活全般について	9
20.	保護を受けなくなった時の手続き	10
21.	保護を受けた場合の権利と保障	10

1. 生活保護とは

生活保護はどのような制度なのか

私たちは、病気やケガまたは障害の発生をはじめ、高齢、ひとり親家庭になってしまったなどのいろいろな理由により、突然に収入が減少してしまい、一生懸命働き、同時に親兄弟や親戚に援助を頼んでも生活が成り立たず、生活費の不足に困ってしまうことがあるかもしれません。

このような場合に、あなたの生活の安全確保と、あなたの持っている能力で再び自立できるよう必要な援助を行っていくのが生活保護制度です。

なお、この制度は、生活に困窮する方がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを活用することを条件として行われます。

生活保護は、日本国憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念を具体化した「生活保護法」に基づくもので、国民の基本的権利の一つ、生存権を保障する国の制度です。

2. 生活保護の原則

生活保護を受けるための原則

1) 申請保護の原則

生活保護を受けるためには、生活に困っている本人自身又は親子、兄弟姉妹などの扶養義務者の方が、市役所へ相談・申請に行き、生活保護の申請手続きをします。

生活保護の申請手続きをした場合、活用できる資産・預貯金・親族等の調査にも同意をしていただく必要があります。

2) 世帯単位の原則

保護の申請は個人でも行えますが、保護は「世帯単位」で決定されます。このため、活用できる収入や認定などは、世帯単位が原則となります。当然最低生活費や収入の認定は、すべて世帯ごとに計算されます。同居する者が親族であっても、他人であっても、同じ家屋に住んで生活を共にしている者が、同一世帯を構成している人数となります（住民登録でいう「世帯」とは違います）。

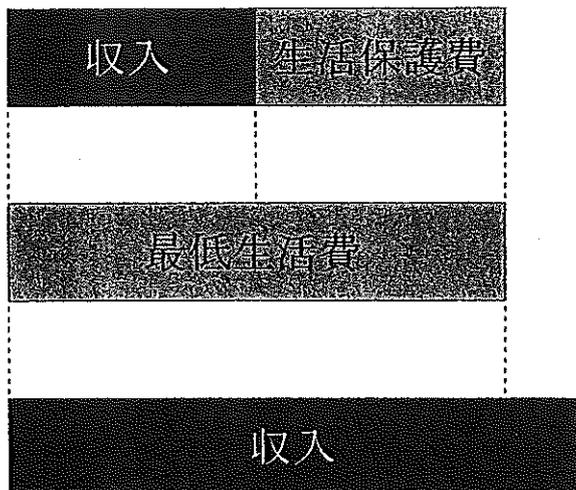
3) 保護費の支給決定について

国で定めた「生活費の基準」による1ヶ月の生活費を「最低生活費といいます。最低生活費から世帯の収入を差し引いた額が支給となります。

*最低生活費を満たすことが出来ない場合に、その不足分を補う範囲内で支給されます。このため、最低生活費を上回った時点で生活保護を適用する必要はなくなります。

3. 最低生活費とは

最低生活費とは、国で定めた「生活費の基準」による1ヶ月の生活費を最低生活費といいます。最低生活費は、世帯の人数や年齢及び地域により計算されます。最低生活費から、あなたの世帯の収入を引いたものが生活保護費として支給される額です。あなたの収入が最低生活費を上回った場合、生活保護は受けられません。あなたが生活保護を受給しているなら、最低生活費を定期的に上回るようになった時点で生活保護適用の必要がなくなります。



収入が最低生活費を下回るため、その不足分の生活保護費が支給されます。

国が定めた基準です。

収入が最低生活費を上回るため、生活保護は受けられません。

4. 能力の活用について

働ける人は能力に応じて、働けるよう努力してください。

働く能力（稼働能力）がある人は、それを活用しなければいけません。働くことに支障がないにもかかわらず働いていない場合は、仕事を見つける努力をしてください。また、働いている場合は、能力に応じて増収の努力をしてください。稼働能力があるかどうかの判断は、医師の意見を聴取したり、世帯の状況を見ながら客観的に行います。

5. 扶養義務者の援助の活用

親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者には、民法に基づきお互いに扶養する義務があります。扶養義務者からの扶養は、生活保護法に優先します。あなたの扶養義務者と話し合っ、その能力に応じた援助を受けられるよう努力してください。

6. 資産の活用について

資産の活用

- ・保有する現金、預貯金は生活費にあててください。
- ・生命保険などは解約して生活費にあててください。
- ・自動車・バイクの保有は原則認められませんので、処分して生活費にあててください。
- ・現在住んでいる住宅については、処分価値の高い場合は売却し生活費にあててください。また、ローン付き住宅の保有は認められません。
- ・その他資産（貴金属・有価証券など）は処分して生活費にあててください。

7. 他の法律や他施策の活用

他法他施策の活用

- ・次のような法律や制度の利用が可能な人は、その制度の活用が必要です。

* 以上の活用をした上で最低生活費に足りない部分だけを補うための制度です。

法律・制度の例	内 容
医療保険制度	勤め先の健康保険制度に加入できる場合は加入してください。
年金制度	国民年金、厚生年金、共済年金、個人年金、企業年金等から支給が受けられる場合は、年金を受給してください。 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金についても同様です。 障害年金の受給権がある場合は受給してください。 また、年金が受けられない場合でも、任意加入の制度や脱退一時金の支給が受けられる場合があります。
障害者自立支援法に基づく自立支援給付	自立支援医療（精神科の受診等）、更生医療（人工透析等）の自立支援給付が受けられる場合は受給してください。
各種手当	児童扶養手当、子ども手当、特別児童扶養手当などの手当てが受給できる場合は、受給してください。
雇用保険制度	失業保険の給付が受けられる場合は、受給してください。

8. 生活保護を受けるまでの手続

相 談

- ・生活に困って生活保護についてお聞きになりたい場合は、市役所（社会福祉課）に相談してください。
- ・状況をうかがった上で、必要な書類をお渡しします。

申 請

- ・生活保護申請書を提出していただき、合わせて申請に必要な書類を添付してください。

調 査

- ・申請されますと、市役所の担当者（ケースワーカー）があなたのお宅へお伺いして調査させていただきます。
- ・調査する内容は
 - 生活歴について
 - 世帯の収入、資産について
 - 扶養義務者について
 - 年金・手当などの給付について
 - その他

決 定

- ・調査に基づき、国が決められている基準をもとに計算したあなたの世帯最低生活費と収入を比べて、保護が必要かどうか決定し、申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に保護決定通知書を交付します。また受けられない場合は保護申請却下通知書を交付します。

9. ケースワーカーとは

生活保護は、最低生活費を経済的に保障するだけの制度ではなく、保護を受けている方の自立支援も目的としています。そのため、保護を受けている方には、必ずあなたの世帯を担当するケースワーカーが決められ、生活保護制度を適切に進めていきます。

ケースワーカーは、あなたの相談を受け、自立を支援するために、あなたの居宅に立ち入り、さまざまなことを質問させていただくことがあります。あなたの秘密は漏れることはありませんので、前向きにご協力をお願いします。また、困っていることや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

10. 保護の種類と内容

あなたの世帯には、どの扶助が必要となるのか

生活保護は、それぞれの世帯に必要な経費を、8種類の扶助に分けています。

- ① 生活扶助 日常生活を営むうえで必要な生活費（食費、高熱水費、日用品の購入費用で、年齢や世帯員の人数構成等により金額が定められています）。
- ② 教育扶助 義務教育期間に必要な教材費や学用品、給食費など。
- ③ 住宅扶助 認定限度額以内での必要な家賃、地代。契約更新費用や住宅の補修費も対象となります。
- ④ 医療扶助 病院にかかる費用（健康保険で適用される範囲）。その他、眼鏡・コルセットなどの治療材料及び通院移送費については、事前にケースワーカーに相談が必要。
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用。
- ⑥ 出産扶助 病院等で分娩するために必要な費用。
- ⑦ 生業扶助 技能の修得費や仕事に就くための必要な費用。
- ⑧ 葬祭扶助 火葬、埋葬等の葬儀のために必要な費用。

*生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助については、その扶助を必要とする世帯に対して毎月支給されます。出産扶助、生業扶助、葬祭扶助は、必要な時に支給されますが、生活保護法で決められた費用（基準額）や決まりがありますので、事前にケースワーカーに相談してください。

11. 民生委員について

民生委員とは、厚生労働省の委託を受けた、地域の相談役です。必要に応じて家庭訪問をすることがありますが、個人の秘密は固く守られますので、困ったことがあったら遠慮なく相談して下さい。

12. 保護費の受け取り方について

毎月1日が定例の支給日（1日が土・日・祝祭日の場合は前日）となります。

例：6月分の保護費は6月1日、7月分の保護費は7月1日に支給されます。

なお、4月分と1月分の保護費については、支給日が変わりますので別に通知いたします。

・窓口支給

世帯主の方は家族の方が印鑑を持参して、午後2時から午後4時までに指定された場所に来てください。来られない方は、連絡をしてください。

世帯主の方が都合のつかない場合であっても、未成年の子に代理をさせることはできません。

・銀行振込み

支給日に指定口座に振り込まれます。銀行によって振り込まれる時間帯が異なりますので、振込確認については、午後になっても振り込まれない場合は、ケースワーカーに電話にて問い合わせをしてください。

13. 守っていただくこと

生活保護を受けている人には次のような義務があります。

- ① 働ける人は、その持っている能力に応じて働き、増収できるよう努めること。
- ② 病気の方は、医師の指示に従い、健康になるための努力すること。
- ③ 節約を心がけ、生活の維持と向上に努めること。
- ④ 日常生活に必要なない財産や資産があれば、処分すること。
- ⑤ 親子、兄弟姉妹から援助が受けられるときは、受けられるよう努力すること。
- ⑥ 老齢年金・障害年金・遺族年金・恩給・失業給付・各種手当・健康保険など、他の法律や制度により、給付を受けることができる人は、申請をして給付を受けること。

ケースワーカーとの相談の中で、生活を向上させるための指導や指示を受けた場合は、前向きに協力してください。指導・指示に従わない場合は、収入を得ず保護を停止または廃止されることがあります。

14. 届出が必要なこと

次のようなときには必ずケースワーカーに届出てください

届出は、生活保護を受けている間の義務となっています

- ① 仕事を始めたり、変わるとき。やめる場合は事前にご相談ください。
- ② 収入が入ったり、増えたり、減ったりするとき（給料、ボーナス、仕送り、遺産相続、保険給付金・解約金、示談金、医療費の還付金、傷病手当金、雇用保険、年金など）。
- ③ 入院、退院をするとき、または病院をかわるとき。
- ④ 家族（世帯）の人数が変わるとき（出生、死亡、転入、転出）。
- ⑤ 住所を変えるときや、家賃、地代が変わるとき。
- ⑥ 会社の健康保険証が使えるようになったり、使えなくなるとき。
- ⑦ 小中学校や高校に入学した場合や、途中退学、卒業したとき。
- ⑧ 交通事故にあったとき。
- ⑨ 事情があつて、長期間留守にするとき。
- ⑩ その他、生活状況が変わったとき。

以上のことを守らない場合は、生活保護の変更、停止や廃止をすることがあります。

15. 特に注意すること

次のような場合は保護が受けられなくなります。

保護を受けたとき、あなたがしてはならないこと。

- ① 虚偽の申告や、収入があつても過少申告等をする事。
- ② 届出を怠るなど、不正な方法で生活保護を受けること。
- ③ 働ける能力があるにもかかわらず、働くための努力をしないこと。
- ④ 必要な調査や指導に対して、拒んだり妨害すること。
- ⑤ 正当な理由なく、ケースワーカーによる家庭訪問を拒むこと。
- ⑥ 正当な理由なく、検診命令を拒むこと。
- ⑦ 賭け事や過度の遊興をすること。
- ⑧ 入院などの特別な理由以外で、現住所に居住実態がない状態にすること。
- ⑨ 申告のない他人や家族と同居すること。またそれに準ずる場合。
- ⑩ 届け出なく、車の保有、占有及び運転（他人の車やレンタカーも同様）をすること。
- ⑪ 年金担保融資やサラ金からの借入れを受けること。

*万一、借入金を受けたときは、収入としてみなし、保護の変更、停止、廃止をすることとなります（ただし「生活福祉資金貸付」や「各種奨学金」などの公的な貸付については、ケースワーカーに事前に相談してください）

16. こんな時は保護費の返還を

・ 資力がありながら保護を受けたとき (法第63条)

急迫した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費については後から返還していただきます。

例えば、財産や資産があるがすぐに処分できずに、処分ができた時点で返還するか、交通事故による補償金がすぐにももらえず、もらえた時点で返還するなどの場合です。

それらが現金化された場合は、すみやかにケースワーカーに申し出てください。

・ 不正な方法で保護を受けたとき (法第78条)

保護を受けている人には、収入やその他のことについて、届け出の義務があります。収入があるにもかかわらず、収入の届け出（申告）をしなかったり、虚偽の申告をするなど、不正な方法で保護を受けた場合には、これまでに受けた保護費を返還しなければなりません。

* 偽りの届出、その他不正な方法によって保護を受けたときは、生活保護が停廃止するだけでなく、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることがあります。

17. 各種の減額・免除があります

生活保護を受けた期間について、申請や届け出をすると以下の減免制度が利用できます。

- NHKの放送受信料
- 固定資産税、市県民税
- 国民年金保険料
- 許可制保育園の保育料
- 公立高校授業料

市が行う検（健）診（胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、総合検診等）

18. 医療を受ける時は

次のような手続きが必要です。

生活保護を受けた場合、国民健康保険証等が使えなくなりますので、病気等で治療を受ける場合には、市が発行する「診療依頼書」が必要となります。

*職場で健康保険に加入している場合は、健康保険証と診療依頼書の両方が必要です。

① 初めて受診を受けるとき

- ・印鑑を持って、市役所社会福祉課かお近くの行政サービスセンターにお越しください。
- ・窓口で「診療依頼書」の発行を受け、医療機関の窓口へ提出し受診してください。

② 同じ月に続けて受診するとき

- ・直接、医療機関に行き受診してください。

* なお、「診療依頼書」は、月単位となっているため、1ヶ月以上通院しなかったり、また、月を超えて受診する場合には、初めて受診を受けるときと同じ手続きが必要となります。また、診療依頼書は受診する医療機関ごとに必要です。

③ 急病や休日（年末年始、市役所の閉庁日等）に受診するとき

- ・「休日・夜間等医療受給者証」を医療機関の窓口で提示して受診ができます。
- ・後日、市役所に「傷病届」を提出することになります。すぐに出せないときは、ケースワーカーに電話連絡をしてください。

④ 修学旅行や臨海・林間学校に出かけるとき

- ・保険証の代わりとして「医療受給証（生活保護・修学旅行等用）」を発行しますので、事前に印鑑を持って、市役所社会福祉課までお越しください。

19. 生活全般について

生活の維持向上について

「守っていただくこと」の中にも記載しましたが、計画的な支出を考え、自分たちの生活を少しでも良くなる方向に向け、自分たちの力で自立できるために、あるいはそれに近づけるための努力を続ける義務があります。

安易に、生活保護での生活に甘んじたり、怠惰な生活を続けることは認められません。

20. 保護を受けなくなった時の手続き

勤め先などの健康保険証がない方は、すみやかに市役所国保年金課で国民健康保険加入の手続きをしてください。

21. 保護を受けた場合の権利や保障

生活保護を受けた場合、あなたの世帯の権利や、保証されることとしては、以下のようなことがあります。

1. あなたの世帯の秘密は守られ、そのことで不利益を受けたり、他の人と差別されることはありません（ケースワーカーが、家庭や家庭の状況についてお尋ねしますが、知り得た情報は守られます）。
2. 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護や保護費の支給額について、不利益に止められたり変更されることはありません。
3. 生活保護費には税金がかかることはなく、差し押さえられることはありません。
4. 生活保護を受けようとしている人や、生活保護を受けている人が、生活保護の申請却下・変更・停止・廃止などの「保護の決定・変更等」（市の決定処分）に対し、不服がある場合は、決定を知った日の翌日から60日以内に、千葉県知事に対して不服を申し立てる（審査請求）ことができます。

お問い合わせ 我孫子市 健康福祉部 社会福祉課 生活保護担当

電話 04-7185-1111
